

写

30消安第2532号

平成30年8月3日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

中国におけるアフリカ豚コレラの発生に伴う豚及びいのししの所有者への
飼養衛生管理基準遵守の再徹底について

アフリカ豚コレラに係る防疫対策については、これまで、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に基づくアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表）等により豚及びいのししの所有者に対する飼養衛生管理基準の遵守、早期発見・早期通報等の徹底をお願いしてきたところです。

本病は、口蹄疫と同様に家畜衛生上極めて重要な越境性動物疾病であり、平成19年以降、ロシアや東欧において発生が継続しており、また、近年は訪日外国人の増加により我が国への、侵入リスクが高い状況にあります。

このような状況の中、本日8月3日、中国遼寧省瀋陽市瀋北新区の養豚場において、アフリカ豚コレラの発生が確認されました。今般の発生原因については明確にされていませんが、中国政府は、緊急的に防疫対策を講じているところです。

我が国における防疫対策については、「夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底について」（平成30年7月4日付け30消安第2008号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、畜産関係者等の海外渡航自粛、衛生管理区域への病原体の持込み防止と消毒、早期発見及び早期届出等に関する指導を実施していただいているところですが、再度その徹底をお願いします。また、防疫に万全を期すため、あわせて、豚及びいのししの所有者に対して、飼養衛生管理基準に基づき、生肉を含み、又は含む可能性がある飼料を給与する場合は、加熱処理（摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上）が適切に行われたものを用いるよう、改めて指導徹底をお願いします。

今後も海外におけるアフリカ豚コレラの発生状況等の最新の情報を当省ホームページ等を通じて積極的に公表してまいりますので、関係者の指導等にご活用下さい。

なお、動物検疫所では、旅行客を対象とした空港及び港における手荷物の検疫等を強化しているところですが、今回の発生を受け、改めて関係機関への情報提供・注意喚起を行い、水際対策を徹底していることを申し添えます。